

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

今回のミニマムアクセス米の事故米、汚染米でもありますが、食用に転用されたということでもあります。これは国民の食に対する安全安心の信頼を本当に根底から裏切った重大な事態だと、こんなふうにと考えるとあります。

今御案内のとおり、世界的に食料の高騰があるわけで、我が国国内におきましても、自給率の向上であつたり、さらにはとりわけ米の需要拡大の動きが出ている中で、そうした動きに対しても水を掛けかねない大変重大な出来事ということで大きな心配をしているところでもあります。

冒頭、太田農林水産大臣は、ともかくこの事件を引き起こした業者の責任、徹底的に追及するぞということでありました。同時にしかし、こうした事態を引き起こしたというふうにいいますか、農林水産省の責任も大変大きいと、こう考えるわけであります。

政府は、事故米の事件の解明、これを徹底して行うと同時に、再発防止対策をしっかりとやらせてもらわなきゃ当然のこといけないわけであります。

私は、同時に今回の出来事がどういう背景で生じたのか。とすると、その背景そのものをやはり見直していく、仕組み、制度を見直していくということも必要になるという観点で質疑をさしてもらいたいと、こんなふうと考えております。

まず最初に、事故米、汚染米の実態についてであります。事故米、汚染米の定義はどのようなものであるのか、町田局長にお願いします。

○政府参考人（町田勝弘君）

私ども事故米穀と呼んでおりますが、この定義でございます。これは私どもの局長通知で定まっております。幾つかございます。1つは異臭のあるものでございます。2つ目は、非常な高温等でございますが、測定され、発酵等の変質作用が進行中であると認められるもの。3つ目といたしまして、昆虫、水、熱、カビ、菌、その他の原因によって損害を受けた粒を大量に含んでいるもの。4番目として、水分を異常に含んでいるもの、こういったものとされておるところでございます。

○山田俊男君

それでは、事故米の年間発生量は大体どのくらいなんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

過去5年間の事故米穀の発生数量でございます。これは、年平均でいいますと1,387トン程度でございますが、年によってばらつきが見られるところがございます。少し詳しく恐縮ですが、平成15年479トン、16年1,867トン、17年269トン、18年3,766トン、19年555トンということでございます。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

年間によりまして相当な差が出ているんですが、その原因はどういう原因があるんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

この18年に多いのは、先ほど御説明したかと思いますが、18年5月からいわゆるポジティブリスト制、この制度を控えまして、あらかじめ新しい残留農薬基準に適合しているか否かを確認するために、平成17年の12月から翌3月までこの政府保有米、政府保有のMA、ミニマムアクセス米につきまして残留農薬検査を実施したところでございます。その結果、中国産モチ精米にメタミドホスが基準値を超えて検出されたということでございます。その関係でございます。

○山田俊男君

なかなかそこは大事なところでありますが、メタミドホス等、基準を超える農薬等に汚染された汚染米、一般的にこう汚染米という言い方、もうされているわけでありましてけれど、この汚染米は事故米の中に含まれると、こう考えていいんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

さようでございます。

○山田俊男君

それでは、その汚染米についてであります、これまでの発生量はどの程度なんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

先ほど申しました国内に入って残留農薬基準を超えたものというのはこのメタミドホス、これでございます。ポジティブリスト施行後は、当然のことながら水際でポジティブリストの制度がありますので、この1点、これがいわゆる残留農薬基準オーバーでございます。

それともう1点、ポジティブリスト施行後、今のは国内での保有のものでございますが、水際で出ましたアセタミプリドでございます。これはベトナム産のお米でございますが、これが1点ということでございます。

合わせまして水際1件、国内、制度切替え前でございますが1件、この2件ということでございます。

○山田俊男君

としますと、ポジティブリスト制度が制定された18年5月以前はこれは入っていたん

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

ですか。今はしかし入っていないと。18年5月以前はメタミドホスについての検査はしてない。だから、基準がないからしてない、それで入っていたと。ところが、18年5月からは今はもう入ってない。

そして、18年5月以前に入っていたものについてはどうですか。これは全量検査して、そのうち汚染されていた輸入米を工業用に仕向けたと、こんなふうに理解していいんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

メタミドホスにつきましては、輸入されたのは15年度でございます。このときは、委員御指摘いただきましたとおりまだこのポジティブリスト制度施行前でございますので、メタミドホスにつきましては残留農薬の基準値、規制値がございませんでした。したがって、水際の検疫でもチェックはそこはされていないということでございます。

この制度が施行されましたのは18年5月末でございます。その制度の施行を控えて、17年の12月から翌年にかけて、政府が持っているお米につきまして新制度適用後、適用になります農薬を調べました。その中で1件出たのがこの中国産のメタミドホスでございます。したがって、そのほか今残留農薬として問題になったのはこれが1件でございます。

また、アフラトキシン、これはカビ毒でございますが、これが政府が保有してから起こったのが1件ということで、食品衛生上大きな問題があったのはこの2件、水際には先ほど申し上げましたとおりベトナム産の関係が1件ということでございます。あとは水ぬれですとかカビですとか、そういったものになるわけでございます。

○山田俊男君

もう一度お尋ねしたいんですが、18年5月以前はメタミドホス等の検査はやってないわけですよね、基準がないし。それで、18年5月時点であってもMA米の在庫は相当量あったはずですね。相当量なものがあつた。180万トンぐらいあつたかもしれせんね。これらについて全量検査したということでもいいんですね。そして、そのことで出てきたメタミドホス等に、それからカビ毒も含めて、そして汚染米と言われるような量はどのくらいあつたんですか。（発言する者あり）そうです、在庫のうち。

○政府参考人（町田勝弘君）

ポジティブリスト制度に移行する前に輸入したのにつきましては、御指摘いただいたとおり全量検査を行っております。その結果、15年度に輸入したこの中国産モチ米からメタミドホスが検出をされて、非食用に工業用のりとして売却をされたということでございます。この数量が3,400トンということでございます。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

事故米、中でもその中の汚染米と分かった時点でなぜ輸出国に返品できなかったんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

これは、輸入した時点におきましては、先ほど申しましたとおり残留農薬の規制はございませんでした。他の食品もそうでございますが、その時点では適法なものとして輸入をされたということでございます。それが、政府が保管いたしまして売る場合に、これは新制度施行後であれば当然この基準値は満たしてはいけないということで検査をして、その残留農薬の基準値を超えるメタミドホスがあったわけでございますが、輸入時点では適法といいましようか、合法的に輸入されたというものでございまして、それを返送するといったような状況にはなかつたと承知しております。

○山田俊男君

今、三笠フーズ等を始めとして、こうして事故米といいますか汚染米の流通が問題になっているのは、この15年産のモチ米3,400トン、中国産を始めとするこの時点のものであるということで考えていいんですね。

○政府参考人（町田勝弘君）

食品衛生上大きな問題があるのは御指摘のとおりでございます。

○山田俊男君

それで、事故米、汚染米は工業用に仕向けられるということではありますが、先ほど来の御質疑の中でもそれぞれ出ているわけですが、販売用には、食用への転用を防止するためにも、カドミ米で実施しておりますような色を付けたり、それからさらに圧扁したり、それから破碎したりするということだと思ふんですよ、当然のこと。これをやめたのはいつなんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

カドミ米につきましては、現在も着色して売却をいたしております。この事故米、従来、水ぬれとか袋が破れたとか、そういう認識が強うございまして、また、当然のことながら余り安くしか売れないということで極力コストを掛けたくないという意識があつて、これまでは事故米について、着色また粉碎といったことは最初からやっていたということでございます。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

まず、そこに最大の問題が私はあるというふうに言わざるを得ません。丸米のままこれ工業用に販売していたのであれば、それを不正流通する業者が現れることはだれでも想定できたわけじゃないですか。工業用に販売した事故米が、汚染米が、それじゃ用途どおり工業用として消費されているのかどうかということも確認するのは、これは当然の責務じゃないですか。これはなぜこれをできなかったのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君）

全く御指摘のとおりでございます。先ほど、着色をしていなかったわけですが、売る以上は着色をする、着色をしない場合は、きちっと現物を押さえて、きちっと工業用として使われるということを確認することが必要だったわけでございます。大変この点は抜かりがあった、申し訳なく思っております。反省しているところでございます。

○山田俊男君

どうも、本来そうすべきだったんだけど抜かりがあったというだけでこの問題、始末が付かないというふうに思います。もちろん、その際、そうした判断を行った際のやっばり責任の取り方が大変大事になりますし、同時に、そこに行き着く背景は一体何だったのかと。先ほど局長おっしゃるように、安くしか対応できなかったということで染色できなかったということがあるのかもしれませんが、染色するのにそんなに大きなコストを掛けているわけではないと、こんなふうに思います。

そこで、これまでの報道なり、それから先ほど来の御議論の中で、事故米は主に工業用ののりに利用されているということですが、平成19年の合板用接着剤生産量は26万6,000トンというふうに私お聞きしましたが、これに米穀を添加するケースがあるというふうに伺っております。

先ほどの高橋委員の質問に対しまして、年間1万数千トンぐらいが工業用ののりに米が使われている量だと、こういうふうに局長、答弁されていたわけですが、一体、工業用ののりに仕向けられる米穀は、米は、本当、年間どのぐらいあるんですか、もう1回改めてお聞きします。

○政府参考人（町田勝弘君）

その点については、先ほど申し上げましたとおり、最大の潜在需要量が1万5,000トンということで、売っている数量が年間数千トンということで、これなら需要の中だから工業用として使われるだろうという、大変、その辺の見通しといたしまししょうか、需要見通しの見方、これについても厳しくといたしまししょうか、きちっとチェックができていなかったということでございます。申し訳ございません。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

潜在需要量というのは、どういうことで理解したらいいんですか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君）

先ほども御説明をさせていただきましたが、工業用のりの増量剤として使うというものの中に、でん粉、またスターチ、小麦粉、こういうものと並んで米粉があるということがございます。その中で米粉が占める位置というのが大体三分の一ということで見えていたということがございます。

○山田俊男君

米を工業用のりに仕向ける需要は本当にあるんですか。あったんですか、あるんですか。あるなら合板用の業者に直接売却すればいいじゃないですか。なぜ、わざわざ三笠プーズを通じて売却しなきゃいけなかったんですか、その点お聞きします。

○政府参考人（町田勝弘君）

御指摘、ごもつともでございます。

2つございます。今にして思えば、販売にそこまでこだわって売る必要があったのか、廃棄しても良かったのではないか。また、売るのであればきちっと最終需要者に直接売るべきではなかったのか、全く御指摘のとおりでございます。

○山田俊男君

行き場のない、逆に言うと、需要のないものを業者に渡していたということじゃないんですかね。どうも心配なのは、在庫がかさむMA米について、いかに量を多く安くさばけるかということを念頭に置いた、これだけしかなかったんじゃないかというふうに思うんです。

先ほど来、これも福山委員の質問に対して、事故品の早期売却を会計検査院から迫られていたということで、その指導通達がなされたということではありますが、まさに行き場のないところ、行き場のないものを分かっておりながら売却していたんじゃないですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

この点については幾つか反省すべき点があると思います。

1つは、やはり国の財産だからできるだけ売りたいという気持ち、これは一方では財政負担ということがあるから当然であります、そういった気持ちが強過ぎたということ、また、先ほど言いました水ぬれ、そういったものとカドミウムみたいなものと全然違うわけですが、どちらかといえば、そういった延長線上で、水ぬれ等の延長線上で考え

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

ていたんじゃないかということで、この食の安全に対する意識、組織全体としてきちっと共有できていなかったんじゃないか、そういったところも今考えておりますが、反省すべき点だというふうに思っております。

余りにも販売にこだわり過ぎて、かえってコストが掛かり皆様に御迷惑を掛けるようなことになってしまったという点について、大変反省しているところでございます。

○山田俊男君

反省は分かりますが、やっぱりそれだったら、何度も言いますけれど、なぜ、工業用に売ったわけですから、それがちゃんと工業用に売れているのかどうかということをしっかり点検しなければいけなかったと、こんなふうに思います。

そのところが一番のやっぱり反省点だと思うんです。ちゃんとポジティブリストを入れた、入れた時点で以降はちゃんと検査して、そしてそれを排除しているわけです。ところが、その前の段階のものがあったわけで、その米についての処理を私は徹底して焦ってしまったということなんだと思うんです。そのやっぱり背景をしっかり詰めなければならぬ、こんなふうに思います。

ところで、農水省の三笠フーズによる不正規流通の中間報告をいただいておりますが、それによりますと、中間報告には住友商事のタイ米 146 トンのカビによる事故米が盛り込まれていないが、これはどういう扱いなのかということなんです。

それで、米長委員の先ほどの資料、これは農林水産省が作成した資料ということですが、これを見ると、中間報告よりもちょっと詳しくて、この左側の方に政府の売却、それから商社の売却、それから米穀販売、福岡の動きがここに書いてありまして、この商社 145 トンというのが住友商事の量というふうに見えていいんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

そうでございます。

○山田俊男君

住友商事は、ホームページで「輸入米に関する一部報道について」ということで説明をされております。

当社は、平成 17 年 8 月 13 日にミニマムアクセス輸入米として農林水産省に向けタイ米を 7,000 トン輸入しました。その一部、約 146 トン、以下タイ米、について検疫当局よりカビ発生の指摘を受けました。このカビは、輸送途上の水漏れにより発生したものと推測されますが、カビが発生したタイ米については、農林水産省との契約条件により当社が買い取り、処理することになったものです。

こう一々言っていますが、要はこの構図を明らかにするために申し上げます。

当社では、本件タイ米の処理について、農林水産省の了解を得た上で三笠フーズ株式会

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

社に対して工業用のり加工品に用途を限定することを条件に販売しました。販売期日は17年11月1日。また、当社は、本件タイ米が販売条件に従って工業用のり加工用に処理されたことについて、三笠フーズ株式会社が検疫当局に提出した措置完了報告書、18年3月31日付けの写しを受領しております。

なお、三笠フーズ株式会社との取引は本件タイ米の販売以外にはありませんというふうにホームページに書いています。

以上で我が社は責任ありませんというふうに大商社が言ってるのかなというふうに受け止めたりもしますが、しかしその一方で、ここに、農林水産省が契約条件によりまして了解の下、三笠フーズに売ったこと、さらには、工業用のり加工品に向けるということを明らかにしていること、それから措置完了報告書をいただいていますよということになっちゃう。これだと、一体、農林水産省はこれらの商社の米の扱いについても相当の責任を持っているというふうに言わざるを得ないんですが、この経緯、内容について、これでいいんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

今、山田議員から御指摘いただいたような事実関係でございます。

住友商事の、一般のカビでございます、これはメタミドホスとかアフラトキシンとかそういうものではございませんが、それが水際で食品衛生法上、まあカビですから、食品として輸入できないといったときに、廃棄あるいは返送あるいは工業用の処理といったことについて、この中から選択をしたということでございます。

検疫当局は、工業用に処理するといったことについてきちっと誓約書を取り、措置完了というお話がありましたが、そういった報告を受けております。

また、私どもは、この工業用の米というものを国家貿易ということでいったん買って、それを商社に買い戻したという形になっておりますので、工業用としての米として買った、売ったというのもその事実関係のとおりでございます。

○山田俊男君

先ほど米長委員への答弁で、三笠フーズでは工業用のりへの売却がゼロだというふうにおっしゃっていたようにお聞きしましたが、そうすると、この146トン、145トンですか、このタイ米も実は食用に転用されたというふうに見えていいんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

現在調査をやっているわけでございます。9月16日に三笠フーズの不正規流通の中間報告を取りまとめさせていただきましたが、この中では、食品衛生上問題が大きいと考えられますカビ毒のアフラトキシン、また、メタミドホス、アセタミプリド、この基準値を上回る残留農薬が発見されたこの3つに今重点を置いて取りまとめたというものでござい

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

す。

住友の関係につきましては、一般カビということでの他の事故米穀になるわけですが、これについても引き続き調査を継続をしているというところでございます。

○山田俊男君

ところで、平成16年に食糧法が改正されました。流通業者を届出制にして原則自由化したわけでありまして。従来の流通業者、販売業者等については登録制度でありましたが、届出制にしました。届出制にすることによって、極めて多様な業者が参入することになりました。そして、政府が流通ルートをチェックする権限を失ってしまったのではないかと、いうふうに思います。

これら届けられた流通業者への食糧法上の規制は何かあるんですか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君）

食糧法におけます流通ルートに対する政府の権限でございます。

これは、1つといたしまして、米穀の出荷・販売事業者に対しまして、農林水産大臣への届出及び帳簿の備付け、これを義務付けますとともに、2つ目といたしまして、農林水産大臣は、この届出事業者を含めまして、業として米穀の出荷、販売、輸入、加工、製造、こういったお仕事をするすべての者に対しまして、食糧法の施行に必要な限度におきまして報告徴求また立入検査を行うことができるということとされているところでございます。

○山田俊男君

問題の三笠フーズも届出業者であったのかというふうに思いますが、5年間で96回も立入検査をしたということですが、違反をしかし発見することができなかった。なぜ徹底的に踏み込んだ検査をすることができなかったのかと先ほど来からも議論があるわけですが、要は、16年の改正食糧法ではそこまでの検査を求めていなかったんじゃないか。逆に言いますと、食糧法の中に徹底した検査を行う権限が措置されていないんじゃないんですか。その点はどうなんですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

御指摘をいただきましたこの平成16年の食糧法の改正でございますが、かつての食糧管理法から食糧法へと流通規制を緩和してきたと。こういった中で、流通業者の新規参入を増加させよう、また消費者ニーズ、大変多様化してきております。それに伴いまして民間流通というのも成熟化してきたということも踏まえまして、消費者のニーズに応じた米の需給及び価格安定、こういったことを図るために米の流通規制、これはもう原則撤廃したということでございます。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

先ほど申し上げましたが、権限としては、届出ですとか立入検査、報告徴求、こういった規定がございます。今回の件におきましても、ルート解明、必要な場合には、米穀事業者等に対してこういった規定に基づいて調査にも入っているということでございます。

○山田俊男君

大臣からも先ほど来から、事前通告して検査に入るといのは検査じゃないというふうにおっしゃってもらっていますが、現行の改正食糧法自体がもう事前通告の検査しか実はいれないと。それほど流通業者に対する国としてのかかわり方はもう規制緩和してしまったというのが実際じゃないかと思うんです。としますと、先ほど来大臣がおっしゃる、事前通告検査やめて無通告検査にするんだというふうにおっしゃられても、現行の食糧法ではそれができないんじゃないですか。食糧法の改正が必要になるんじゃないですか。どうですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

一般の立入検査規定のお話になろうかと思いますが、通常JAS法等におきましても、取りあえずは任意の調査といったことで入ります。これについて、調査を拒否するというようなこととなりますれば、法律に基づいて入るということもできます。当然そのときに無通告でもできるということだと思います。

今回も、実際調査拒否をされている企業の方、ございます。そういったところで、米穀関係のお仕事をされている方につきましては、昨日もこの法律に基づきまして、52条でございますが、調査に入って全容の解明、急いでいきたいというふうに思っているところでございます。

○山田俊男君

いずれにしても、きちっと法律に基づいてこうした問題について措置するという側面が私は求められるというふうに思いますので、その点十分な対策を講じていただきたいと、こんなふうに思います。

ところで、MA米について、輸入時にはタグが付いてますから、それはどこの国から来たMA米であるということが分かると、原産地表示がなされているということでもあります。このうち、食用に行くものについては当然原産地表示がそのままくっついていくわけですが、非食用に行くものについては表示義務がないというふうに聞いております。加工品、とりわけもちについては、これはちゃんと表示の対象になっているということだけれども、それ以外の米粉とかについてはこれは表示義務がないというふうに承っていますが、この理解で正しいんですか。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○政府参考人（町田勝弘君）

はい。そのとおりでございます。

○山田俊男君

今後、水田を活用してそして取り組むという方向をしっかりと出しているわけで、その中で大々的に米粉の国内生産を行うということもあるわけで、これら加工品についてしっかり表示義務を盛り込んでいくということが大変必要だというふうに考えますので、大量に入ってきているMA米の表示、それもしっかり対策を講じていく、もちろん国産の米粉その他についての表示の徹底を図っていく、この点の取組をしっかりとやっていただきたいと、こんなふうに強く要望しておきます。

そこで、近藤副大臣にお尋ねいたしますが、食の安全、安心の確保が国民的課題であります。食品のトレーサビリティの確立、原産地表示の徹底、それから農薬使用など生産情報の開示が求められているわけですが、安全で安心な食品を提供することは、今若干議論してまいりましたように、規制緩和で実現できるものではなくて、むしろこれは規制強化が求められる部分もあるわけがあります。

御案内のとおり、平成10年の建築基準法改正において建築確認を自治体のチェックなしに民間企業ができるように規制緩和したわけですが、結果的に耐震偽装事件の大きな要因になったということが言われております。今回の事件も私は背景は同じじゃないかというふうに見ているんです。民間企業のモラル、意識だけに任せるのではなくて、行政がしっかりと検査、監督する、そういう面での法律、諸制度、仕組みの制定、規制の強化、その側面が必要だと考えるわけですが、是非副大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○副大臣（近藤基彦君）

個人的に言えば、今、山田先生がおっしゃったとおり、やっぱり規制強化、あるいは罰則の強化も含めて必要なのかなと考えておりますが、いずれにしても、今回のこの事故米の件や最近頻発しております偽装問題等を踏まえて、直ちに流通ルートを特定できるトレーサビリティシステムや、消費者が自ら商品を選択できる、米でいえば米関連商品の原料米原産地表示システム、こういうものの早急な確立が必要なんだと思っております。食の安全と消費者の信頼が確保されるように、あらゆる施策の抜本的な見直し、そして強化に向けて早急に検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男君

ありがとうございます。是非その方向で進めていただきたい、こんなふうに考えます。

次に、事故米、汚染米発生の背景ともなっていますMA米のことについて質疑したいというふうに思います。

平成19年4月に日中の大臣級協議におきまして、中国向け日本産米輸出の検疫条件を基

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

本的に合意しました。御案内のとおりです。米の中国への輸出に当たりまして、我が国は検疫対象病害虫について、それら病害虫が発生していないことが確認された精米工場で、さらに、特定された包装材を使って、輸出前の薫蒸処理を行って、輸出検査を行って、コンテナ等の検査、消毒と、これを行ってという、これら大変な取組を行って初めて輸出できるということになっているわけで、国内の産地含めて大変な苦勞をしているのが実際であります。

それじゃ、お聞きするわけでありますが、MA米については輸出国においてどのような処理や検査を条件にしているのか、お尋ねします。

○政府参考人（町田勝弘君）

ミニマムアクセス米の輸入に当たりましては品質や安全性が確かなものを輸入すると、こういう考え方に立ちまして、私ども、輸出国におけます保管時また船積み時に残留農薬などの安全性検査や品質検査、こういったことを行っております。また、厚生労働省さんの検疫所におきましては、残留農薬の水際で検査もしていただいております。また、日本到着後、当然のことながら、私どももう1回カビとか水ぬれ、そういった検査をいたしまして、こういったものにすべて合格したものが買い付けると、そういうのを買い付けの条件といたしております。水際、輸出のときにもしそれがはねられれば、それはもう買わないということをやっているところでございます。

○山田俊男君

御案内のとおり、SBSで入れております10万トンについては、これ基本的に国産米と同様な扱いをしてほしいというアメリカ側等からの強い要求もあって、そして小売の商品の棚に国産米と同様な形で置くということも含めて、要は、食用に回すことを前提にしてSBS米の取引がなされているところではありますが、この食用に回すことについては同じなわけです。とすると、輸出国において、我が国が中国へ輸出するその諸条件と同様なものを中国に求めて、そしてちゃんとやらせているんですか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君）

私どもは、植物検疫という立場からいいますれば、こちらに、日本にないようなそういった病害虫が入らないよう、そういったチェックはしているということでございます。一般的な残留農薬等につきましては、厚生労働省さんにもやっていただくし、もちろん私どもも自主的なチェックはやっているということです。国内でSBS米の輸入米穀、これを入れるときも、先ほど言いました一般のMA米と同様の検査行っているところでございます。

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

○山田俊男君

先ほど、年次ごとの汚染米、事故米の発生量をお聞きしました。大量のものが汚染米として、事故米として来ているんですよ、国内に。しかし、もしも我が国から輸出する米、こんなことが生じた場合、一体中国との間はどうな関係になりますか。

逆に、我が国はMA米について、SBSの米について安易に入れてませんか。その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君）

ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意の際にこのミニマムアクセス米を受け入れたわけですが、そのときの閣議了解ですが、ミニマムアクセス米の導入によりまして転作の強化は行わないということでございます。私ども、現在、生産調整、今後、水田のフル活用というふうを考えておりますが、その食用の需給計画を作るときにはこのMA米というものはカウントしていないところでございます。

○山田俊男君

ちょっと質問の観点、私の質問と答えがちょっと違うようなんですが、私の言うのは、我が国から中国へ輸出する米について、大変な、検疫も含めた、精米も含めた対策を講じて、コストを掛けてやっているんですよ。ところが、中国から入れる、アメリカから入れるそれらの米について、きちっと我が国と同様の条件を相手国に求めて実施させているんですかということをお願いしているんですが、いかがですか。

○政府参考人（町田勝弘君）

私ども、先ほど話しましたように、中国への輸出で大変皆さんに御指導いただけてきたわけですが、確かに日本にはいて中国にいないというカツオブシムシとか、そういった虫についてはきちっと薰蒸をしるとか、そういった条件が付いたわけですが、精米工場につきましても、1か所とか、1年間それで虫がいないということをやるということでございます。

それは、私どもの説明は、今のは植物検疫上の説明になるということでございます。そういった説明で先ほどもさせていただいたところでございます。

大変な皆さんにお力をいただいて今輸出ができるというのは、そのとおりでございます。

○山田俊男君

SBSの米は主食用に回すという条件で、必ずしも全部そうでない部分がありますが、圧倒的な多くは主食用に回すということでSBSの取組をしております。とすると、少なくともSBSの米については、同様な、我が国がやっているのと同様な条件でしっかり対策が必要になるわけでありますので、その点、何というんですか、MA米を入れるんだ

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

と、無理に入れるんだ、何でもいいんだ、ともかく入れるんだということでやってしまっていないのかということなんです。そのことが今回の出来事の背景にあったのではないかということをお願いしたかったわけでありまして。

そこで、近藤副大臣にお尋ねしたいと思います。

今後、WTO交渉の結果いかんではMA米はますます拡大することが懸念されます。極めて政治的な話ではありますが、その心配があるわけです。しかし、MA米が拡大されれば我が国の購入の費用が掛かります、保管料も掛かります。今のように売り先もなかなか見付かりません。それから、今回のような事件が発生したときのトレーサビリティもほとんど見分けが付きません。これではますます矛盾が拡大するだけではなかろうかと、こんなふうに思います。もちろん、じゃ、主食用に向けるかという話になりますと、御案内のとおり、生産調整の拡大にすぐつながってしまうわけですから、到底これは認めることができないわけでありまして。

MA米制度そのものがどうも大きな矛盾を抱えてきているのではないかということでありまして、MA米の制度の在り方を交渉のテーブルにのせていくことが必要になってきているんじゃないかと。これは、WTOの基本を揺るがしかねない、我が国にとりまして基本を揺るがしかねない課題であろうかと思いますが、今回のこうしたことの問題の背景になっているMA米の扱いにつきまして、やはりそこへ踏み込んで議論していく、主張していくということが必要になってきているんじゃないかというふうに思いますので、副大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○副大臣（近藤基彦君）

委員御指摘のとおり、このミニマムアクセス制度は1993年に合意に至ったガット・ウルグアイ・ラウンドで全体のパッケージの1つとして合意されたもので、従来、輸入がほとんどなかった品目について大幅な自由化は行わない、代わりに最低限の市場参入機会を与えるという観点からすべての加盟国の合意の下につくられたものであります。

このミニマムアクセス制度は、このような経緯の下に導入されたものであって、例えば既存の米のミニマムアクセス、この撤廃や削減を我が国が主張しても、現WTO加盟国の合意を得るといことは私個人的の話でも極めて困難だろうと思っております。ただ、我が国とすれば、もちろん生産調整等を行っているわけでありまして、そういった意味で、山田委員の御質問に答えられるかどうか分かりませんが、どのような対応が可能なのか検討させていただきたいと思っております。

○山田俊男君

ありがとうございました。

是非、そうした大きい政治的な課題であるということをおもよく承知しているつもりですが、しかし、同時にそのことについて十分な検討を是非お願いしたいと、こんな

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

ふうに思っております。

ところで、再発防止策、経営支援策についてお尋ねしたいと思いますが、政府としてどのような再発防止策を取るつもりであるのか、とりわけ輸出国、輸入国における検査制度の確立、先ほど来局長との間で議論はしましたが、この確立が必要ではないかというふうを考えておりますので、この点、近藤副大臣にお聞きしたいと思っております。

○副大臣（近藤基彦君）

先ほども大臣からの御答弁があったとおり、再発防止については、最高の再発防止を図るにはこの事故米が外に出ないということであります。これはもう大臣からもはっきりそういうことで決めたということでありますので、早急にそうなるべくいろんな施策を打ち立てていかなきゃいかぬということでありますが、山田先生の御質問で輸出国、輸入国における検査制度の確立、これは当然必要だろうと思っております。

各国で農薬の使用量、使い方あるいはそういうものが違ってきます。ですから、我が国としては我が国の輸入の検疫機能・体制を輸出国にもきちんと更に理解を深めていただいて、輸出時にきちんとひとつチェックをして、日本に輸入できるかどうかのチェックをひとつしていただく。そして、輸入国である我が国の検疫体制も強化をして、ダブルチェックがきちんと働くような形で、もしそこで見付かればお返しをするなり焼却をするなりということにしたいと思っておりますので、とにかくこういったダブルチェックの体制を強化をしていくということが肝要かと思っております。

○国務大臣（太田誠一君）

ちょっといいですか。

○委員長（郡司彰君）

太田大臣。

○国務大臣（太田誠一君）

ありがとうございます。休ませてやろうという有り難い御配慮で私に質問がないものから。

これ、いただいた申入れの中にございますので、もう1回確認をいたしたいと思いますが、再発防止として私が直接指示して今農林水産省の柱となっておりますのは、まず、今言った、そもそも、副大臣も言っておられました、入れないということですから、来たものについては返送すると。返送すればどういうことが起きるかという、せつかく日本に売り付けたと思っている船が帰ってきてまだ載っているわけですから、それについての負担は、もちろん商社がかんだりするけれども、最終的には輸出国の生産者なり提供側の負担になるはずでございます。だからそういうことは2度と向こうはしないようになるだろ

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

うと。だから検査体制、向こうも充実した検査体制を取るようになるというふうに思うのでございます。

それからさっきおっしゃっていたのは、恐らく相互主義、つまり日本が中国に輸出しようとしたときにやられている検査の体制とこちら側の検査の体制、こっちの方が弱いんじゃないかという御指摘だと思いますけれども、大いにあり得ることでございますので、よくチェックをしてもらいたいと思います。ですから、まず一つは流通させないということが1つ。

それから、先ほどから申し上げておりますけれども、まとめますと5つでありまして、再発防止のための今考えております、5つあって、今の話が1つと。それから、行政改革的な検査と販売の、農林水産省の中での検査と販売部門を分離をするということが1つであります。それから、検査マニュアルがないに等しいと、それを厳格な政府共通の検査マニュアルを作るということが第3点。それから第4点は、検査は抜き打ちでやるということでございます、前もって通告するようなことはやらないと。それと、もう1つがトレーサビリティ、原産地表示でございます。

以上です。

○山田俊男君

大臣から、是非お聞きしたいところを率直におっしゃっていただいたというふうに思います。

まさに相互主義であります。しっかり我が国の主張を通すというところが大変大事でありますし、おっしゃいますように、検査について、抜き打ち検査も含めて、必要ならそのための法制度の準備もしていただくことが何としても必要と、こんなふうに考えます。

ただ、若干懸念しますのは、返送ということにつきまして本当に可能なかどうかということを考えます。その返送につきましてもしっかり法その他の整備を行っていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、現行の食糧法の下で効果的な再発防止策が講ぜられるのかどうかということをお先ほど来申し上げたとおりでありまして、食糧法の流通業者制度について私は見直しが必要なんじゃないかというふうに思います。

このことは、単にMA米のことについて言うだけではありません。我が国は今後、御案内のとおり、えさ米作ります、それから米粉も含めて対策を講じます、主食用のほかに、主食で流通するもののほかにこうした取組を多層的に錯綜して実施することになります。その上で、計画生産を行ったもの、さらに、計画生産を一切行わないで、流通については、御案内のどこへ出しても何ら問題はないという食糧法の下でこの流通を一体どんなふうに見ていくことができるか、トレーサビリティができるか、表示ができるかという課題を抱えるわけでありまして。このことはそのうちに、今回この議論で事故米、汚染米のことを議論していたということが、2、3年後にはそうじゃなくて、国産のえさ米や、そ

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

れから米粉米で議論しているみたいな話になったら大変だというふうに思いますので、この際、食糧法の流通のありようについてしっかり検討するということを是非やっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続いて、農林省は、今回事故米であるとは承知しないで三笠フーズから食用米、加工米として購入した事業者がおいでになるわけです、先ほど来からも議論がありますが、どのような経営支援策を行っていかれるつもりか。これは近藤副大臣にお聞きしたいと思いません。

○副大臣（近藤基彦君）

事故米とは知らずに事故米を買わされた善意の事業者であります、とにかく緊急的に、今大変経営に影響が出ているということでもありますので緊急的に、農林水産省では、農林漁業金融公庫における相談窓口の設置をしてあらゆる相談に乗り、なお、現行の貸付金の償還猶予の措置を取りあえずとらせていただきました。

また、中小企業庁とも連携をさせていただいて、政府系中小企業金融機関によるセーフティーネット貸付けの適用といった措置をとらせていただいております。

なおも、事故米穀であることを知らずに販売、加工した事業者の方々に対し、その経営に支障を来すことがないように今どういう手だてができるのか検討して、万全の措置をこれからとっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○山田俊男君

中小企業庁から横尾事業環境部長さん、お見えいただいております。

中小企業庁は、中小企業対策としてどのような経営支援対策を行うつもりであるのか。これも、先ほど来から大変深刻な皆さんの心配、とりわけ経営をやっておられる皆さんからすると大変な御心配があるわけで、これについての対策をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人（横尾英博君）

お答え申し上げます。

今般の事故米穀の不正規流通問題につきましては、食品加工業者、酒造業者など多くの中小企業者の方の資金繰りへの影響が懸念されるところでございます。

したがいまして、中小企業庁といたしましては、この問題によって影響を受ける中小企業者対策として、この9月16日から資金繰り支援に関する特別相談窓口を政府系の中小企業金融機関、商工会議所、商工会連合会等全国942か所に設置をいたしまして、あわせて、政府系中小企業金融機関によるセーフティーネット貸付けの適用といった措置を講じたところでございます。

中小企業庁といたしましては、関係機関と密接に連携を取りながら、これら中小企業者

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

本日、増原内閣府副大臣にお見えていただいております。

今回の事件を見ましても、どこまでが農水省の所管で、今日はお呼びしませんでした、どこからどこまでが食品衛生を所管する厚労省の所管なのか、実は私も頭の中がよく分からないということなんです。その意味では、今後内閣府に設置されます消費者庁の果たす役割は大変大きいんじゃないかというふうに思います。

しかし、その際、私は、単に内閣府の消費者庁が連携を取るだけということでは決してなくて、先ほど来から申し上げておりますが、実態として規制緩和の流れだけでは国民の食の安全、安心は守れないということを十分踏まえられた上で、必要なものは規制を見直したり規制を強化したりすることが必要なんだということでもありますので、是非、増原副大臣の消費者庁の取組に対します決意をお聞きしたいというふうに思います。

○副大臣（増原義剛君）

御指摘の点でございますが、今現在、私ども政府部内におきまして、消費者庁設置法案、それからその約 29 に関連します整備法案と、そして加えて消費者安全法という 3 つの 3 本立てで法律を組み立てるべく今検討いたしております。近々閣議決定になる予定であります。

その法案の中は、今、山田議員が御指摘になりましたようなことを十分踏まえておりまして、まずは消費者庁が自ら所管する法律、これも相当あります。それが入ることになっております。この場合は、速やかにその執行に消費者庁自身が対応するという。さらには、他の省庁が所管する法律により対応する必要がある場合は、その省庁に対しまして、当該しかるべき立入調査や行政処分等の措置をとるように要求することができるということになっております。また、必要と判断する場合には消費者庁自らが事業者への立入調査などを行うと、こういう権限も今考えております。さらに、今おっしゃいましたけれども、既存の法律ではカバーし切れていないすき間、いわゆるすき間ですね、すき間事案、あのコンニャクゼリーがよく言われますけれども、これに対しましては、消費者庁自らが事業者に対して必要な立入調査や行政処分を行うと、こういう規定を設けようといっております。

改めて申し上げるまでもありませんが、消費者庁、これは消費者が安心、安全でかつ豊かな消費生活を営むことができるような、そういう社会をつくっていかうと、こういう観点で私どもは考えておりまして、また再発防止策なども講じる、そういった中核的な役割をこの消費者庁が担う。ただ単に調整だけではございません。直接陣頭指揮に立つ。加えて、ヘッドクォーターとしまして各省庁に指示をする、こういうことも考えております。

なお、先ほどと申しますか、数日前に官邸の方から御指示ございまして、野田大臣の方

参議院農林水産委員会／2008年9月18日

に關係省庁を引っ張っていくように、プレ消費者庁といいましょうか、むしろ実体的にそれをつくっていくという意味でありまして、私とその各省庁の担当官を集めたメンバー、対応検討チームであります。そのヘッドになりまして、既に消費者庁ができたと同じような形で実質的に今運営を行っているところでございます。是非、近々にお出ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○山田俊男君

それでは、最後に太田大臣から、先ほど来から実態の解明、さらには再発防止についてお聞きしたわけでありまして、改めて所管大臣としての決意をしっかりとおっしゃっていただきたいというふうに思います。

○国務大臣（太田誠一君）

この出来事が発覚をいたしましたときに、私は食料自給率50%を目指して頑張るという国民運動をどうやってスタートさせようかというふうに思い悩んでいるところでございましたので、それも、供給側のことも大事だけれども、需要の側が同じように大事である。需要の側というのは、つまりは消費者の話であります。消費者が、今国内外においての消費者が、いずれも日本で流通されている食品について安全、安心という非常に高い評価を従来得ていたわけなので、それがそもそもこの自給率の話についても根底に大前提としてあるわけでございます。それが揺らいだということについて大変大きな問題だと当初から認識をいたしております。

今だんだんと、今日もそうでございますけれども、いろんなことが露見してくる。そして、危うい、もろい基盤の上に我々は立っているということがよく分かってまいりましたので、これを、先ほど挙げました5つの再発防止策だけではなくて、さらに今内閣府に設けられました増原副大臣のチームの活動を支え、我々自身も自ら監督権者として仕事を十分にしたいと思っております。これは何よりも優先する我々の責任であると思っております。そういうことを考えております。

○山田俊男君

頑張ってください。

じゃ、終わります。